

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出の取下げ (経営支援課)	2
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	2
○告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部改正 (漁業経営課)	3
○廃川敷地等が生じた件 (河川課)	4
○道路の区域変更 (道路課)	4
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正 (公園下水道課)	4
◎告示(県立都市公園内の車両の交通制限)の一部改正 ( " )	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5

## 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月22日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第65号

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和40年高知県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、知事への届出は、当該精神障害者の居住地を所管する保健所長を経由してしなければならない。

第18条中「知事」を「当該指定病院等の所在地を所管する保健所長」に改める。

第21条第2項中「次に」を「第1号に掲げる書類の写し又は特別障害給付金に係る第2号に」に改め、同項各号を次のように改

める。

- (1) 年金証書(年金裁定通知書と一体となっているものにおいては、当該年金裁定通知書の部分を含む。)及び直近の年金振り込み通知書又は年金支払通知書
- (2) 特別障害給付金受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)及び直近の国庫金振り込み通知書(国庫金送金通知書)

別記第30号様式中

「

6 現在の精神保健福祉サービスの利用状況  
(社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)

」

を

「

6 現在の精神保健福祉サービスの利用状況  
(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、小規模作業所、訪問指導等)

」

に、

「電話番号」

を

「電話番号  
診療科担当科名」

に改める。

別記第32号様式を次のように改める。

第32号様式 (第23条関係)

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

手帳番号	氏名	性別	住所	生年月日	障害等級	交付年月日	有効期限 (更新後の 有効期限)	再交付年月日	再交付の理由	備考
号				年月日	級	年月日	年月日	年月日		

別記第33号様式中  
「2 (都道府県を越える居住地 ・ 県内での居住地 ・ 氏名)の変更の届出」  
を  
「2 写真がはられていないものからはられているものへの変更のための再交付の申請  
3 (都道府県を越える居住地 ・ 県内での居住地 ・ 氏名)の変更の届出」  
に改め、同様式注1中「括弧内」を「番号及び括弧内」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第369号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。  
平成19年5月22日  
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 取り下げられた届出に係る告示  
平成18年11月高知県告示第745号
- 2 取り下げられた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス四万十店  
四万十市具同字キハラ4662

**高知県告示第370号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成19年5月22日  
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡檮原町太郎川3830の1、津野町船戸字都4718、4723、字山ノ神ノサコ4269・4273の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、芳生野字大黒丙4443の3、四万十町井崎字ケンニウ1045の4・1045の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、大道字ワカミヤ1340の1、1340の18、1341の1、久保川字ノヅチ118の1、120の1、549の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
太郎川3830の1・字都4718・4723・字山ノ神ノサコ4269・4273の1・字大黒丙4443の3・字ケンニウ1045の4・1045

の12・字ワカミヤ1340の1・1340の18・1341の1・字ノヅチ120の1・549の4（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第371号

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成19年5月22日

高知県知事 橋本 大二郎

2 小型漁船漁業以外の漁業の表中

「御豊瀬・高知市」	御豊瀬漁業協同組合の地区及び高知市漁業協同組合の地区	1 小型機船船びき網漁業
		2 小型まぐろ漁業
		3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1又は2に掲げるもの以外のもの
		4 中型底びき網漁業（総トン数20トン以上100トン未満の漁船1隻により行う底びき網漁業をいう。）及び中型かつお漁業
		5 大型かつお漁業」

を

「御豊瀬・高知市」	御豊瀬漁業協同組合の地区及び高知市漁業協同組合の地区	1 小型機船船びき網漁業
		2 小型まぐろ漁業
		3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1又は2に掲げるもの以外のもの
		4 中型底びき網漁業（総トン数20トン以上100トン未満の漁船1隻により行う底びき網漁業をいう。）
		5 大型かつお漁業」

に改める。

**高知県告示第372号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年5月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 河川の名称  
二級河川国分川水系一支江ノ口川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成19年5月22日
- 3 廃川敷地等の位置  
左岸 高知市相生町17番3地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 18.60平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

**高知県告示第373号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年5月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村宮ノ谷 字牛鋤先618番から 高岡郡日高村宮ノ谷 字岩ノ川1192番1ま で	A	4.2 }	86
		10.6	
高岡郡日高村宮ノ谷 字牛鋤先618番地先 から 高岡郡日高村宮ノ谷	B	12.3 }	70
		29.0	

字岩ノ川1193番1ま で			
高岡郡日高村宮ノ谷 字牛鋤先618番地先 から 高岡郡日高村宮ノ谷 字岩ノ川1193番1ま で	後	12.3 } 29.0	70

**高知県告示第374号**

昭和58年10月高知県告示第660号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正する。

平成19年5月22日

高知県知事 橋本 大二郎

2中「中村市」を「四万十市」に、「幡多郡佐賀町及び大方町」を「幡多郡黒潮町」に改める。

3中「幡多郡大方町大字浮鞭」を「幡多郡黒潮町浮鞭」に、「幡多郡大方町大字入野」を「幡多郡黒潮町入野」に、「幡多郡大方町大字下田ノ口」を「幡多郡黒潮町下田ノ口」に、「幡多郡佐賀町佐賀」を「幡多郡黒潮町佐賀」に、「中村市下田」を「四万十市下田」に、「中村市鍋島」を「四万十市鍋島」に、「及び字東山」を「、字東山及び字蛇カ谷」に、「中村市双海」を「四万十市双海」に改める。

4中「75.93ヘクタール」を「76.37ヘクタール」に改める。

**高知県告示第375号**

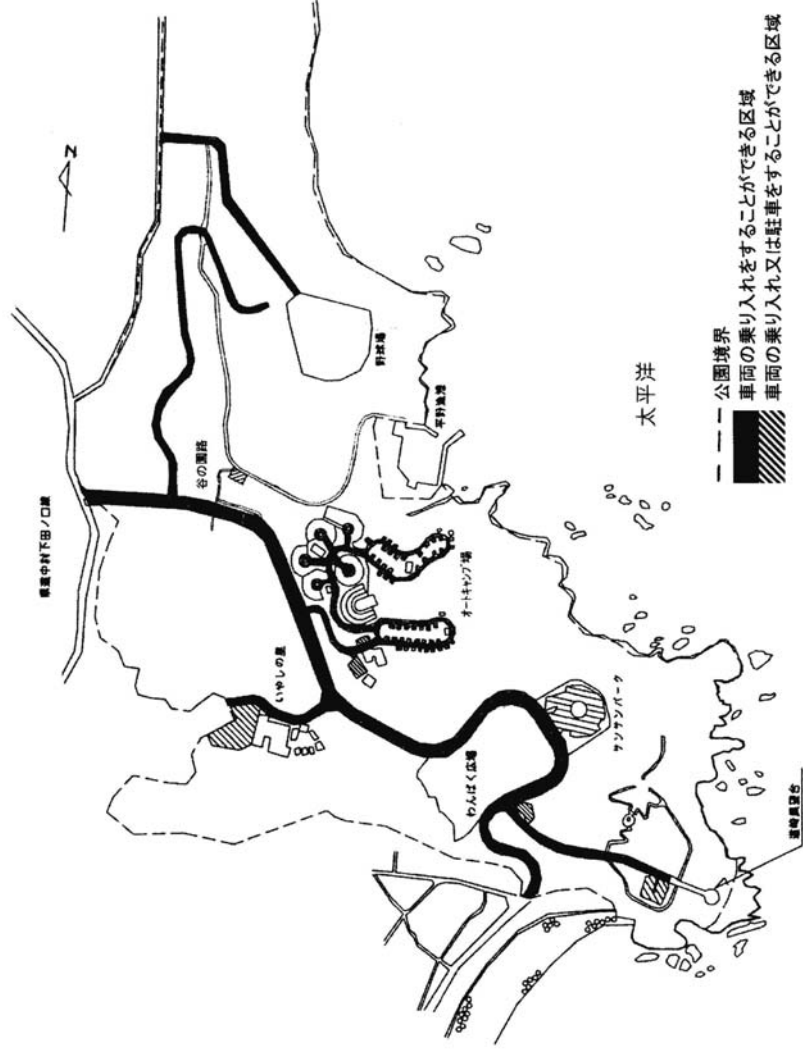
昭和58年10月高知県告示第661号（県立都市公園内の車両の交通制限）の一部を次のように改正する。

平成19年5月22日

高知県知事 橋本 大二郎

別図7を次のように改める。

別図7



公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、物部川右岸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員  
の届出があった。

平成19年5月22日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	岡部 雅司	香美郡土佐山田町京田	290
〃	土方 啓	〃 〃	383
〃	岡田 義一	〃 〃 神通寺	317
〃	大島 雅夫	南国市 蔵福寺島	284
〃	名倉喜一郎	〃 福船	309
〃	小川 良壽	〃 堀ノ内	642
〃	山中 雅夫	〃	477
〃	岡田 稔	〃 立田	2477
〃	有瀬 圭齊	〃	2185
〃	杉本 承一	〃	300-1
監事	岩村 益男	香美郡土佐山田町京田	436
〃	都築 昭男	南国市 立田	1854-3
〃	山本 公昭	〃	1218
(就任)			
理事	岡部 雅司	香美市土佐山田町京田	290
〃	土方 啓	〃 〃	383
〃	岡田 義一	〃 〃 神通寺	317
〃	大島 雅夫	南国市 蔵福寺島	284
〃	名倉喜一郎	〃 福船	309
〃	山中 雅夫	〃 堀ノ内	477
〃	岡田 稔	〃 立田	2477
〃	有瀬 圭齊	〃	2185
〃	杉本 承一	〃	300-1
〃	山本 公昭	〃	1218
監事	岩村 益男	香美市土佐山田町京田	436
〃	都築 昭男	南国市 立田	1854-3
〃	島村 通	〃	543-3